

給与所得（退職手当等）に係る市町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
 （令和 年 月 日 提出）

受付印

(あて先) 市(町)長	① 給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	法人番号											② 特別徴収義務者 指定番号		
		名称(氏名)及び 代表者の氏名・印											連絡先	③ 担当者の 所属 ・氏名	
		所在地(住所)												④ 電話番号	
地方税法第321条の5の2（法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による ⑤ 給与所得・退職手当等に係る市(町)県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。															
⑥ 特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月分（ 月 日納期限分）以降の特別徴収税額（給与所得・退職手当等）													
⑦ 申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人数及び各月の給与支払金額 <small>(※提出する市町以外の者を含めて記入してください。)</small>	年月	常時勤務者	臨時雇用者	年月	常時勤務者	臨時雇用者									
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人									
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人									
	年 月	円 人	円 人	年 月	円 人	円 人									
⑧	現に市(町)税の滞納があり又は最近において著しい納付(入)遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細														
⑨	申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 年 月 日														
※市町処理欄	処理区分	承認についての意見又は却下の理由					年 月 日 起案			通知書発送 年 月 日					
	承認						年 月 日 決裁								
							年 月 日 入力								
	却下	決裁欄	課長	係長	担当										

(注) 1. 申請書の書き方については裏面をご覧ください。
 2. 常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。

申請についての注意事項

◇申請書の書き方

①の欄には

申請者が個人である場合には、その氏名及び住所を、法人である場合には、法人名並びに代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店又は主たる事務所以外の事務所等で市町村民税・府民税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所等の名称並びに当該事務所等の責任者の氏名及び所在地を記入してください。

②の欄には

各市町村から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

③の欄には

担当者の所属及び氏名を記入してください。

④の欄には

連絡の際の電話番号を記入してください。

⑤の欄には

給与所得・退職手当等の両方について同時申請する場合を除いて、「給与所得・退職手当等」のいずれかを抹消してください。

⑥の欄には

特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

⑦の欄には

申請の日前6ヶ月間の各月の給与支払いを受ける者の人数と各月の給与支払金額を記入してください。ただし常時の勤務者と臨時の勤務者は区別して記入してください。

⑧、⑨の欄には

該当する場合に限り必要事項を記入してください。

※印の欄には

記入しないでください。

◆市（町）民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払を受ける人数（従業員の総数）が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということがあって多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市（町）長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払にかかる給与及び退職手当等について特別徴収した市（町）民税・県民税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

給与・退職手当の等の支給期間	納期限
6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	6月10日まで

- (4) この特例の承認を受けた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市（町）長に届けなければなりません。
- (5) 同一の申請書で、給与にかかるものと退職手当等にかかるものの両方について承認申請することができます。

◎ご注意 次のア・イに該当する場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この特例の承認を受けた後、次のウ～オに該当する場合は、承認を取り消すことがあります。

- ア 滞納や著しい納付（納入）遅延がある場合
- イ この特例の承認の取り消しがあつた日以後1年以内に承認申請した場合
- ウ この特例の承認を受けた税額を滞納した場合
- エ その他の滞納や納付（納入）遅延があつた場合
- オ 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出がない場合